

KAWASAKI NATURE LOOP ロゴマーク使用要領

（目的）

第1条 この要領は、KAWASAKI NATURE LOOP ロゴマーク（以下「ロゴ」という。）を行政目的外で使用する場合における必要事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）使用者とは、ロゴを使用しようとする者をいう。
- （2）個人使用者とは、使用者のうちロゴを個人で使用しようとする者をいう。
- （3）団体使用者とは、使用者のうちロゴを団体、企業等で使用しようとする者をいう。
- （4）営利使用者とは、個人使用者及び団体使用者のうち、営利を目的としてロゴを使用しようとする者をいう。
- （5）営利使用登録者とは、営利使用者のうち、第8条に定める登録をされた者をいう。

（使用基準）

第3条 行政目的外でロゴを使用することができるのは、みどりのマネジメントなど、自然と都市が共に成長する好循環を生み出す活動の広報につながる場合とする。

（使用できない場合）

第4条 前条の使用基準にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴは使用できないものとする。

- （1）法令又は公序良俗に反するものと認められる場合
- （2）市の信用又は品位を害するものと認められる場合
- （3）第3者の利益を害するものと認められる場合
- （4）特定の個人、団体、法人（市を除く。）又は商品を支援し、若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められる場合。ただし、川崎市みどりの将来像の実現に向けた取組の推進に特に効果があると認められる場合は、この限りではない。
- （5）優良誤認や産地偽装等、消費者の誤解を招き、又は利益を害するおそれがあると認められる場合
- （6）川崎市みどりの将来像のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- （7）その他市長が不適切と認める場合

（使用の手続き）

第5条 個人使用者及び団体使用者のうち KAWASAKI NATURE LOOP グローバルプラットフォームの参加企業が営利目的以外で使用する場合は、手続きを要せず、ロゴを使用することができる。KAWASAKI NATURE LOOP グローバルプラットフォームの参加企業以外の団体使用者は次条に定める手続きを、営利使用者は第8条に定める登録がなされたのち、第12条に定める手続きを要する。

（団体使用者の使用手続き）

第6条 団体使用者（KAWASAKI NATURE LOOP グローバルプラットフォームの参加企業を除く）は、ロゴの使用届出書（第1号様式）に関係書類を添えて市長に事前に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出の内容を確認し、必要に応じて団体使用者と使用方法を調整し、使用の停止を求めることができるものとする。

3 市長は、必要に応じて、団体使用者に使用状況等を照会することができるものとする。

4 届け出ることができる使用期間は最長2年間とし、2年を超えて使用する場合は、再度、第1項に規定する届出をするものとする。

5 届出の内容に変更がある場合は、ロゴの使用変更届出書（第2号様式）を事前に市長に提出するものとする。この場合において、第2項及び第3項の規定を準用する。

（営利使用者の登録申請）

第7条 営利使用者はロゴの営利使用者登録申請書（第3号様式）に関係書類を添えて市長に提出するものとする。

（営利使用者の登録手続き）

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認める場合は、営利使用者の登録を行うことができる。なお、市長は、審査に当たっては、当該営利使用者に対し必要に応じて資料等の提出を求めることができるものとする。

2 市長は、前項に規定する審査を行った場合は、その結果をロゴの営利使用者登録・非登録通知書（第4号様式）により当該営利使用者へ通知するものとする。

3 登録の有効期限は、登録の日から最長2年間とする。

（営利使用者の登録の制限）

第9条 市長は、前条の規定に関わらず、前条の登録の申請者（申請者が法人又は団体の場合、第1号の規定においては当該法人又は団体の役員を含む。）が、川崎市競争入札参加者選定規程第8条に規定される有資格者でない者又は本市と包括的な連携協定を結んでいない者で、次の各号のいずれかに該当する場合は、その登録を行わないものとする。

（1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同上第6号に規定する暴力団員

（2）国税の未納がある者

（3）市税の未納がある者

（営利使用者の登録内容の変更）

第10条 営利使用登録者で、第8条の規定により登録された内容に変更がある場合は、ロゴの営利使用者登録変更申請書（第5号様式）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、第8条第1項の規定を適用し申請内容の審査を行い、適当と認める場合は、登録の変更を行うことができる。

3 市長は、前項に規定する登録の変更を行った場合は、ロゴの営利使用者登録変更承認通知書（第6号様式）により当該営利使用者へ通知するものとする。

（営利使用登録者の活動）

第11条 営利使用登録者は、営利使用登録者個別の活動に加え、本市が実施するみどりの将来像の取組に可能な限り協力するものとする。

（営利を目的とした使用の申請）

第12条 営利使用登録者がロゴを使用する場合には、ロゴの営利使用申請書（第7号様式）に関係書類を添えて市長に提出するものとする。

（営利を目的とした使用の承認）

第13条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認める場合は、使用承認を行うことができる。なお、市長は、審査に当たっては、当該営利使用登録者に対し必要に応じて資料等の提出を求めることができるものとし、使用承認に当たっては必要な条件を付すことが

できるものとする。

2 市長は、前項に規定する審査を行った場合は、その結果をロゴの営利使用承認・不承認通知書（第8号様式）により当該営利使用登録者へ通知するものとする。

3 使用承認の期間は、第8条に規定する登録の有効期限の範囲内とする。

（営利を目的とした使用の承認内容に変更がある場合）

第14条 営利使用登録者は、前条の規定により承認を受けた内容に変更がある場合は、あらかじめロゴの営利使用承認変更申請書（第9号様式）を市長に提出し、変更についての承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、前条第1項の規定を適用し申請内容の審査を行い、適当と認める場合は、使用承認を行うことができる。

3 市長は、前項に規定する使用承認を行った場合は、ロゴの営利使用変更承認通知書（第10号様式）により当該営利使用登録者へ通知するものとする。

（使用の中止）

第15条 団体使用者及び営利使用登録者は、ロゴの使用を中止する場合は、速やかにロゴの使用中止届（第11号様式）を提出するものとする。

（使用者の遵守事項）

第16条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）定められた色、形等を正しく使用すること。ただし、個人使用者（営利使用登録者を除く。）は色の変更を行えるものとし、団体使用者及び営利使用登録者についても、市長が認めた場合はこの限りではない。

（2）団体使用者にあつては届出をした内容、営利使用登録者にあつては承認を受けた内容に限って利用すること。

（3）営利使用登録者にあつては、承認を受けた製作物等は完成後速やかに提出すること。

（4）営利使用登録者にあつては、承認を受けた権利の譲渡、転貸又は承継しないこと。

（5）自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用しないこと。

（6）各種法令を遵守すること。

（7）市長が必要に応じて行う照会に応じること。

（営利使用登録者の登録等の取消し等について）

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第8条第1項及び第10条第2項に規定する登録又は第13条第1項及び第14条第2項に規定する使用承認を取消し、又は営利使用登録者に対して是正や回収等の措置を求めることができる。

（1）営利使用登録者がこの要領に定める遵守事項等に違反したとき。

（2）営利使用登録者が使用承認時に付した条件に違反したとき。

（3）ロゴの営利使用者登録届出書等提出した書類の内容に虚偽の記載があることが判明したとき。

（4）第9条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

（5）その他営利使用者の登録又は使用承認の継続が不適当であると認められたとき。

2 市長は、前項の規定による是正や回収等により営利使用登録者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

（団体使用者及び営利を目的とした使用等の公表）

第18条 市長は、第6条に規定する届出を受理した場合、第13条第1項及び第14条第2項に規定

する使用承認を行った場合、第 15 条に規定する届出を受理した場合及び第 17 条に規定する使用承認の取消し等をした場合はその結果をインターネットの本市のホームページに掲載するものとする。

（無償）

第 19 条 ロゴの使用料は、無償とする。

（使用の非独占性等）

第 20 条 この要領によるロゴの使用は、使用者が独占してロゴを使用する権利を付与するものではない。また、使用者又は使用者がロゴを使用して製作した製作物等について市が推奨を行うものではない。

（賠償責任）

第 21 条 ロゴの使用に起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処する責任を負い、市は一切の責任を負わない。

（権利）

第 22 条 ロゴの使用に関する一切の権利は、市に属する。

（委任）

第 23 条 この要領に定めるもののほか、ロゴの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、令和 8 年 7 月 8 日から施行する。